

うと福祉だより

第142号 令和6年3月1日発行
(3月・6月・9月・12月発行)

小さな善意が
大きな力に

主な内容

- 赤い羽根共同募金報告…………… 2
- 歳末助けあい市民のつどい… 3
- 生活支援お宝ブック…………… 4
- ふれあい福祉相談所…………… 5
- 制服バンクうと…………… 6



赤い羽根共同募金
ご協力ありがとうございました



社会福祉法人宇土市社会福祉協議会



赤い羽根共同募金へのご協力 ありがとうございました

赤い羽根共同募金運動を10月から12月にかけて実施しました。また、12月3日には歳末助けあい「市民のつどい」を開催し、市民の皆さまの温かいご理解とご協力で、多くの募金が寄せられました。

いただいた募金は全額を熊本県共同募金会に送金し、配分金として、来年度の地域福祉事業やボランティア活動の充実のために活用いたします。

募金総額 5,898,783円（令和6年2月9日現在）

内 訳

戸別募金	4,312,200円	個人募金	26,980円
法人募金	156,000円	その他の募金	157,133円
学校募金	178,342円	歳末募金	335,147円
職域募金	732,981円		

募金にご協力いただいた皆さま、募金活動に携わって
いただいた皆さまに心から感謝いたします。



掲載写真は一部で、他にもたくさんの学校や企業、
地域の皆さまにご協力いただきました。

令和5年度 歳末助けあい市民のつどい♥を開催しました

令和5年12月3日（日）に歳末助けあい市民のつどい（芸能大会）を開催しました。20団体の皆さんにご出演いただき、ダンスや演舞、カラオケを披露されました。

会場入り口には、名物の募金鍋を設置し、ご来場の皆さんからも善意の募金をいただきました。いただいた募金は宇土市の地域福祉事業やボランティア活動の充実のために活用いたします。

また福祉活動で活躍されている5名の方々に、福祉功労者表彰として感謝状を贈呈しました。日々の活動に感謝いたします。

市民のつどいで寄せられた募金

出演者の皆さんから	131,000 円
来場者の皆さんから	157,827 円



同時開催

市内の就労継続支援事業所が出店された 歳末助けあい♥ミニマルシェも大盛況でした!!



出店事業所

きらり、はっこうファーム、NICE、銀河カレッジ

ちょっと
便利な

生活支援お宝ブック Vol. 2

令和3年度に発行した「生活支援お宝ブック」の内容を更新し、新たな事業所を追加しました。

お宝ブックには、市民の皆さんの在宅生活を「①見守り・安否確認」、「②配食サービス」、「③買い物支援」、「④生活支援」、「⑤移動支援」の分野から支えてくれる地域の便利なお店などの情報を掲載しています。「ちょっと困った」を「ちょっと便利」に変えてくれる地域のお宝です。市役所高齢者支援課・社会福祉協議会の窓口にて無料で配布しております。また、社会福祉協議会のホームページからダウンロードも可能ですので、ぜひご活用ください。



社会貢献活動を行いました

1月27日（土）、宇土市・宇城市・美里町の社会福祉協議会、宇城地域振興局で組織する宇城市町社協連絡協議会で、社会貢献活動として宇土市街の清掃作業（ごみ拾い）を行いました。



当日は、54名の職員とそのご家族にご参加いただき、歩道に捨てられたタバコの吸殻や紙くず、空き缶などを拾いました。

今後も、宇土市、宇城市、美里町で場所を移しながら活動を続けていきます。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日赤活動資金へのご協力に感謝します

毎年、赤十字社会員増強月間では市民の皆さまにご協力いただき、ありがとうございます。令和5年度は3,358,500円（令和6年1月末現在）を活動資金として日赤熊本県支部へ送金することができました。この活動資金で赤十字社は国内外での災害時救援活動など、様々な事業を展開しています。

今年も5月（赤十字社会員増強運動月間）に会費の募集を行いますので、皆さまのご協力をお願いします。

能登半島地震災害義援金を募集しています

1月1日に発生した令和6年能登半島地震で被災された皆さま並びにご家族の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

日本赤十字社と共同募金会では、令和6年能登半島地震災害による義援金を受け付けています。皆さま方からお寄せいただきました義援金は、被災地の方々生活を支援するため、被災都道府県が設置する義援金配分委員会を通して、全額が被災者に届けられます。皆さまのご協力をお願いします。

協力方法

- ①指定の口座に送金
(詳細は下記 QR コードのホームページでご確認ください)
- ②宇土市社会福祉協議会の窓口へ持参
(社協で預かり後、義援金受付口座に送金)



秘密
厳守

相談
無料

宇土ふれあい福祉相談所

☎0964-23-3756

宇土市福祉センターでは、市民の皆さまのいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
※相談日が祝日の場合は、休みになります。

法律相談（予約制）

■日時：第3金曜日の13:00～16:00 ■荻迫光洋弁護士
■当月1日の8:30から予約受付開始（※1日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日から。初回の方優先）8名まで、1名20分程度

年金相談（予約制）

■日時：第1・3木曜日の10:00～15:00
■熊本東年金事務所（予約先：096-367-2503）

成年後見相談

■日時：第1金曜日の13:00～16:00
■公益社団法人成年後見センターリーガルサポート熊本支部

不動産相談（予約制）

■日時：日程調整のうえ ■熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

生活困窮者総合相談

■日時：月～金曜日の9:00～16:00 ■うと自立相談センター

ふれあい福祉相談

■日時：毎週水曜日の13:00～16:00 ■FAXでも相談を受け付けています。（FAX：0964-22-4971）
■民生委員が日常生活のお困りごとや悩みごとについて、助言や援助を行います。

お気軽にご相談ください うと自立相談センター

経済的な問題やお仕事のこと、生活上のお困りごとなどについて相談をお受けし、地域で安心して生活が送れるよう、必要な支援を行います。

対象になる方とその支援のかたち

宇土市在住で、いろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に抜け出せるよう、包括的で継続的な相談支援を行います。

自立相談支援の流れ

- ①一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。
窓口または電話でご相談ください。窓口に来られない場合は、相談支援員が訪問することもできます。相談は無料です。相談の内容によっては、他の専門機関による支援につなぐことがあります。
- ②必要な支援が計画的に提供できるように課題を整理します。
相談者本人だけでなく家族やそれぞれを取り巻く状況、問題の背景などを整理し、解決のための支援を探ります。
- ③相談者と一緒に自立への計画を立てます。
相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように、自立に向けたプラン案を相談者本人と一緒に作成します。作成したプラン案が適切かどうか関係機関で協議し、最終的な支援方針を決定します（支援調整会議）。
- ④自立に向けて一緒に取り組みます。
決定したプランに基づいて、関係機関と連携して支援を行います。また、自立に向けて、適切な支援が行われているかを定期的に確認し、必要に応じて調整を行います。

相談・問合せ うと自立相談センター 電話0964-23-3756

あなたの暮らしに安心を 地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が十分でないため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などを支援します。

支援の内容

- 1 福祉サービスを利用するためのお手伝い
 - 福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き
 - × 【お手伝いできないこと】 買い物支援、身元引受人、契約の代行など
- 2 日常的なお金の出し入れのお手伝い
 - 生活費の定期的なお届け、お金の使い方の助言、手当などを受けるための手続き支援
 - × 【お手伝いできないこと】 資産運用、確定申告、債務整理など
- 3 大切な書類などのお預かり
 - 【預かれるもの】 預金通帳、印鑑、年金証書など
 - × 【預かれないもの】 宝石、書画、貴金属類など
- 4 定期的な見守り

生活支援員が定期的に訪問し、ご本人の生活状況や郵便物などの確認、見守りを行います。

利用料

1回1時間あたり1,200円
※生活保護を受けている方の利用料は無料

利用するためには

まずは宇土市社会福祉協議会にご連絡ください。職員がご自宅を訪問し、お困りごとなどをお聞きします。ご本人の意向を確認しながら支援計画を立て、ご本人と社会福祉協議会で利用契約を結んでから支援を開始します。

相談・問合せ

宇土市社会福祉協議会 電話0964-23-3756



ふくしがわかるクイズ

次の2つの問題について、3つの中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで、右記の要領でご応募ください。

第1問

10月から12月にかけて実施しました赤い羽根共同募金運動や歳末助けあい市民のつどいでは、市民の皆さまの温かいご理解とご協力で、多くの募金が集まりました。さて、いただいた募金の使い道として、正しくないものは、次の内どれでしょう。

- A：福祉センターの運営費
B：地域福祉活動の充実
C：ボランティア活動の充実

第2問

宇土市社会福祉協議会では、いろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に抜け出せるよう、包括的で継続的な相談支援を行っています。さて、この相談窓口の名称として正しいものは、次の内どれでしょう。

- A：うと自立支援センター
B：うと自立相談センター
C：うと自立応援センター

応募方法

下記の方法で、クイズの答え、住所（宇土市以外は不可）、氏名、年齢、ご意見、ご要望を記入・入力の上応募してください。全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。〆切は4月1日（当日消印有効）。なお、当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。（前回の正解は①-A、②-Aでした。）

【ハガキで応募】

官製ハガキに必要事項を記入の上、〒869-0492 宇土市浦田町44「社協ふくしがわかるクイズ」係までお寄せください。

【QRコードで応募】

STEP 1 QRコードを読み取る



STEP 2 画面が開いたら「メール作成」を押す

STEP 3 メールが起動されたら必要事項を入力し、送信してください

捨てるのちょっと待った！ 制服バンク うと



宇土市社会福祉協議会では、資源循環及び生活困窮世帯・子育て世帯等の経済的負担の軽減による支援を目的に、使わなくなった制服の募集、販売会を実施します。卒業して使わなくなった、成長して小さくなった制服を、未来の後輩に託しませんか？

1 募集する物（次項の学校で現在指定を受けている物に限る（ランドセルを除く））

- ・制服（夏服、冬服、ワイシャツ、ポロシャツ、ネクタイ、リボン等）
 - ・体操服（半袖、半ズボン、ジャージ等） ・ランドセル、通学鞆、通学帽
- ※寄付する物の指定校・サイズの明示をお願いします。また、汚れやシミがある場合は、事前の洗濯又はクリーニングにご協力ください。

2 対象校

- ・宇土市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校（宇土中学校を含む）
- ・宇土高校、その他県内の高等学校

3 受付ができないもの

- ・客観的に見て再利用（着用）ができない物 ・刺繍（氏名等標準の刺繍は除く）や改造が施されているもの
- ・現在は指定されていない旧式の物

4 寄付の方法

3月29日（金）までに宇土市社会福祉協議会（宇土市浦田町44番地）に直接お持ち込みいただくか、ご連絡いただければ職員が受け取りに伺います。なお、受付時間は原則、平日の8時30分から17時15分までとさせていただきます。

5 販売会について

寄付いただいた制服等を整理し、4月上旬頃に販売会の日時等を社会福祉協議会のホームページ、SNS等で周知します。販売会は4月下旬の休日、宇土市福祉センターでの実施を予定しています。なお、販売会で得られた収益は、共同募金会への寄付金として扱い、地域福祉事業やボランティア活動の充実のために活用されます。



問合せ 宇土市社会福祉協議会 ☎：0964-23-3756

社協ホームページ

編集 / 発行

社会福祉法人宇土市社会福祉協議会

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町44番地 宇土市福祉センター内 TEL(0964)23-3756 / FAX(0964)22-4971
E-mail: utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp URL: http://www.utoshakyou.jp/
この広報紙にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。